

第4章 具体的施策の展開

1 情報提供・相談機能の充実

子育てをはじめとした生活、就業等様々な悩みについて、早い段階から相談に応じ、母子自立支援員や就業相談員などによる情報提供や相談体制を充実します。また、冊子の配布やインターネット、携帯電話など様々な媒体を活用した情報提供を行い、支援策の一層の周知を図ります。

(1) 情報提供の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・行政窓口等での情報提供 ひとり親家庭になり、諸手続のため来庁された際に、ひとり親家庭支援制度についての情報を提供します。 (リーフレット、冊子) ・広報紙やホームページ等を活用 市広報や、その他の媒体を使用して積極的に行います。希望者を対象に、携帯電話を使ったメールを配信し、支援制度を積極的に広報します。 ・身近な地域活動者からの情報提供 民生委員・児童委員や市母子寡婦福祉連合会を通じ施策の周知を図ります。 			
市母子寡婦福祉連合会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市母子寡婦福祉連合会を通じて、ひとり親家庭に対する支援施策等を広報します。 ・ひとり親家庭の生活支援のための講座開設や、交流会などの機会を通し、仲間同士のコミュニケーションを広げ、制度を周知します。 			

(2) 相談機能の充実と連携

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子自立支援員による相談活動の推進	ひとり親家庭が抱える経済的、自立、就労、生活、子育てに関する悩みなど子ども子育て総合相談窓口で母子・父子自立支援員が相談に応じます。			

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員が、ひとり親家庭の抱える悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介など関係機関と連携し見守っていきます。			
子どもや女性に関する相談窓口の連携	子ども子育て総合相談窓口で、保健、福祉、教育が連携し専門職による相談を受けるとともに、必要に応じ市福祉事務所及び県健康福祉センターに配置されている家庭相談員や女性相談員と連携を図ります。			

(3) 相談員のレベルアップと人材確保

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
相談にかかわる者に対する研修の充実	個々の事情に応じたきめ細やかな相談に対応できるように、母子自立支援員、民生委員・児童委員、主任児童委員など、相談にかかわる者の専門性を高めるため、研修や交流機会を充実します。			

【参考】各種相談

項目	内容	担当課・機関
子ども総合相談	育児の悩みやの子育ての不安など	・子育て支援センター（ピノキオ、フォルマシオン、いまだて） ・各保育園 ・各幼稚園
	育児、発達、栄養など	健康増進課
	不登校	教育振興課 (希望学園)

子ども総合相談	養護困難、不登校、虐待等にかかる悩み	児童家庭支援センター
	子ども・子育てについての保健、福祉、教育の相談の一元化。子どもからの相談も受付 (市福祉健康センター4階に窓口を設置)	子ども子育て総合相談室
ヤングテレフォン	青少年のためのあらゆる悩み	市青少年愛護センター
家庭教育サロン	子育てに関する悩み相談に対するカウンセラーの先生を紹介	生涯学習課
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の生活上の様々な問題などの相談	子ども子育て総合相談室
女性相談	女性が抱える日常生活の問題や家族関係、夫婦関係及び配偶者等からの暴力被害について、女性相談員が相談の対応	・子ども子育て総合相談室 ・丹南健康福祉センター武生福祉保健部
男女共同参画にかかる相談	配偶者等からの暴力被害等、性差にかかわる問題に、男女平等オンブツト(学識経験者・弁護士)の助言を受け、関係機関と連携して相談対応	男女共同参画室
健康相談	健康全般に関する相談 こころの病についての相談	健康増進課
こころの相談会	悩みが少しでも軽くなるよう専門のカウンセラーが個別相談	健康増進課
消費者相談	金銭消費貸借をはじめとして、消費者の日常生活全般の相談	消費者センター
生活相談	病気で働けなくなった等、生活に困った場合に、利用可能な福祉サービスの紹介や、生活保護制度の相談	社会福祉課
法律相談	弁護士相談(予約) 午前8時半から 定員10名 対象:市民 (毎月第1・3木曜日)	市社会福祉協議会

法律相談	弁護士相談（予約制） 法制度、相談窓口の情報提供は無料 （電話・面談・メール） 無料の法律相談（法律相談援助）は、「収入等が一定額以下である」などの条件が必要	法テラス福井
	ひとり親家庭の各種相談（予約制）	県母子寡婦福祉連 合会

2 就業支援の推進

ひとり親家庭が十分な収入を得て自立した生活を営めるように、一人ひとりの状況（家庭状況、資格、経験など）に応じた就業相談や職業能力向上のためのセミナー、職業訓練の実施など安定した就業に結びつくための総合的な就業支援体制を整備します。

ハローワークマザーズコーナーや家内労働指導センターなど、労働機関を紹介するとともに、ハローワークと協定を締結し、求人情報の提供など、就労支援チームで支援を実施します。

また、企業・事業所等に対しては、ひとり親家庭の親が安心して仕事と子育ての両立ができるような社会的風土を醸成するための情報提供や啓発を進めます。

（１） 就業相談の推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
就業支援・相談	<p>自立した生活をおくれるよう、母子・父子自立支援員がハローワークと連携して求人情報の提供や就業等に関する相談にあたります。</p> <p>ハローワークの就業相談については、就職支援を希望する相談者が就業するまで、ハローワークの専門の担当者がマンツーマンで就労を支援すると共に、定期的に巡回相談を実施します。また、就労後の相談等アフターフォローも行います。</p>			
母子家庭等就業自立支援センターによる就業支援	母子家庭等就業・自立支援センターと協力して、就業相談員及び自立支援プログラム策定員による専門的な就業相談にあたります。			

(2) 就業に向けた能力開発の推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
就業支援講習会 (母子家庭等就業・自立支援センター)	より良い条件での就職を実現するために、自己のスキルアップを図る講習会を開催します。			
技能習得期間中の貸付の実施 (母子寡婦福祉資金)	就職するために必要な技能を修得する場合技能習得や生活資金の貸付を行います。			
各種教育訓練、就労給付金など (別表)	講座受講料や就業中の生活負担を軽減するため一部補助をし、就業を支援します。			

詳細(別表)

項目	内容	担当課・機関
母子家庭等教育訓練給付金	<p>対象者：ひとり親家庭の父母 (一定の要件有)</p> <p>対象講座：医療事務、ホームヘルパー、ケアマネージャー他</p> <p>雇用保険に規定された受講料の4割相当額(上限20万円)を給付</p>	子ども子育て総合相談室
母子家庭看護師等就労応援事業給付金	<p>対象者：母子寡婦福祉資金(生活資金)の貸付を利用した母子家庭の母</p> <p>対象資格：看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・管理栄養士等・看護師等として就職した場合、貸付総額の2分の1に相当する金額を支給します。</p>	子ども子育て総合相談室
高等職業訓練促進給付金	<p>対象者：ひとり親家庭の父母 (一定の要件有)</p> <p>対象講座：看護師、介護福祉士、理学療法士等の資格取得のため、2年以上養成期間で修業する場合修業期間の全期間 (H25年度入学者は2年限度) 「入学支援修了一時金」終了後支給</p>	子ども子育て総合相談室

(3) 就業機会の創出

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
ハローワークなどが実施するセミナー、講習会の情報提供の充実	各種機関が行う就業訓練、就業支援講習などの情報を積極的に収集し、様々な媒体を通じ積極的に提供します。			
就労支援講習会の実施	有利に就職できるよう、就職時の基礎知識や心構えを習得するセミナーを実施し円滑な就職につなげます。			
在宅就業の実施	在宅就業に理解を示す企業を探し紹介します。			
母子家庭の母等、父子家庭の父の雇用を促進するため、助成金制度の周知を図るとともに活用を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・トライアル雇用奨励金 ・特定求職者雇用開発助成金 ・キャリアアップ助成金 <p style="text-align: center;">（ハローワークが実施）</p>			一部

3 養育費確保の推進

子どもの養育に対する債務は、離婚によって変わるものでなく、子どもを監護しない親として養育費の支払いは当然の責務です。養育費は子どもの健やかな成長にとって重要であることを広報・啓発するとともに、養育費の確保ができるようその取り決め書類の作成や履行確保などの相談支援を充実します。

(1) 養育費相談の推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
法律相談	養育費に関する法律相談を通じての積極的な養育費確保について推進します。 ・ 県母子寡婦福祉連合会 ・ 市社会福祉協議会			
養育費確保にむけ啓発、相談	母子・父子自立支援員及び女性相談員が離婚等の相談を受けた際に、養育費確保等に関する情報の提供と、相談に応じます。 また、県養育費相談員との連携を更に深め、養育費相談の充実を図りながら養育費の確保に努めます。			

【参考】 養育費相談支援センター

養育費（子の監護に要する費用）と面会交流が民法に明記されました。

平成 23 年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「養育費の分担」と「面会交流」があること、これらの取決めをすることは子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。

民法第 766 条 1 項 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

これは、養育費や面会交流の取決めがなければ離婚届が受理されないということになったわけではありませんが、協議離婚の際には、子どもの利益を最優先して養育費や面会交流について取り決めることが大切です、という大きなメッセージが発せられたこととなります。

この改正民法は平成 24 年 4 月 1 日から施行されています。

4 子育て・生活支援の推進

子育てや家事などの生活上の負担を減らし、安心して子育てと仕事、あるいは就業のための訓練を両立させることができるように、多様な子育て支援サービスを提供します。

子育てや生活支援にあたっては、地域の資源と人材を活用し、地域全体で支えるしくみづくりを勧めます。また、子どもたちが安心できる居場所づくりと、悩み事を気軽に相談できる場所など、心身ともに健やかに育つことができるよう支援を行います。

平成26年度は、県内市町に先駆け、保育料、市営住宅の家賃算定に際し非婚の母子・父子への寡婦控除の「みなし適用」を導入します。

(1) 保育サービスの充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
保育所入所	子ども・子育て支援法に基づく新制度上の保育所の優先利用などの支援が必要な家庭への配慮の確保に努めます。			
延長保育事業	保護者が仕事と子育ての両立ができるよう延長保育の充実に努めます。			
休日保育事業	休日も就労する保護者のため、保育が必要な児童を預かります。			
一時保育事業	保護者の就労形態により、一時的に保育が必要になったり、病気等の私的な理由で保育が必要な児童を預かります。			
障がい児保育事業	集団保育が可能で、保育に欠ける障がい児を預かります。			
病児・病後児保育事業	児童が、病気又は病気回復期に保護者の就労、傷病、事故、冠婚葬祭等のため看護できないときに、一時的に児童を預かります。			
すみずみ子育て保育事業	就職活動、疾病、事故その他の止むを得ない事由により家庭での保育が困難なときに、一時的なサポートを行います。			

(2) 家庭での養育を支えるサービスの充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
日常生活支援事業	傷病、就職活動、冠婚葬祭のため、一時的に援助を必要とする場合や、ひとり親家庭となり間がなく生活が安定するまでの間、日常生活支援のため家庭生活支援員を派遣します。			
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)	保護者が、病気、看護、就労等で保育できなくなった児童を原則7日以内(宿泊可)預かります。			
子育て短期支援事業 (子どもトワイライトステイ)	保護者の仕事が夜間(午後5時～9時)におよぶ場合、児童を預かります。			
児童センター・児童館運営事業	児童が、遊びを通じて仲間の輪を広げるとともに、健康で心豊かな子になることをめざします。			
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	保護者が、就労等で放課後、児童を保育できない場合、児童を預かります。ひとり親世帯が安心して利用できるよう、利用料金について検討します。			

(3) 子ども自身へのサービス

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
家庭学習支援事業 (県)	ひとり親家庭で、学習に不安を感じている子ども達にボランティア学生が学習の支援をします。			
学習援助事業 (市)	生活困窮世帯で、学習に不安を感じている子ども達にボランティア学生が学習の支援をします。			
スクールカウンセラーの活用	専門的知識、経験を有するスクールカウンセラーを市内の小中学校に配置し子どもたち及び保護者に対応します。			

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
スクールソーシャルワーカーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識、経験を有するスクールソーシャルワーカーを必要に応じ市内の小中学校に派遣します。 ・子どもに関わるすべての背景や状況を分析し、関係機関と調整・連携等を進めながら、子どもの取巻く環境の改善を図ります。 			
就学支度金交付事業	小学校入学：2万円 中学校入学：2万円 *平成26年度からは中学校卒業時に1万円を支度金として交付します。			
就学援助事業	児童扶養手当を受給している世帯や、市民税がかからない世帯等の、小学生または中学生に、就学援助金を交付します。			

(4) 住宅の確保に向けた支援の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
市営住宅の入居	住宅に困窮する低額所得者に対して、市営住宅を賃貸します。			単身 条件有
住宅取得等に対する支援	若い世代の定住化と、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、市内全域での住宅取得等についての支援制度の拡充策について検討します。			
住宅支援給付制度	求職活動中の賃貸住宅家賃を給付します。(離職後2年以内で、65才未満の低所得世帯の生計維持者)			

5 経済的支援の推進

ひとり親家庭に対する経済的支援策として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費の助成、母子寡婦福祉資金貸付などを行います。父子家庭においても経済状況が厳しいことを認識し、必要な支援が得られるように努めます。

また、これらの制度について積極的に情報提供を行うとともに、利用者の立場に立った貸付・給付事務の実施に努めます。

(1) 基本的な生活への支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
児童扶養手当	父母の離別や死亡などにより児童を養育している父母などに支給します。			
児童手当	中学校終了前の子どもを養育している人に支給します。			
ひとり親家庭の医療費助成	疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減のため、ひとり親家庭の親又は子ども(20歳未満)が支払った医療費を助成します。			

(2) 生活の向上と安定のための貸付

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と自立促進のため利用者に適した貸付相談と貸付を行います。		H26～	

【参考】母子寡婦福祉資金の種類

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| 1. 事業開始資金 | 2. 事業継続資金 | 3. 修学資金 | 4. 技能習得資金 |
| 5. 修業資金 | 6. 就職支度資金 | 7. 医療介護資金 | 8. 生活資金 |
| 9. 住宅資金 | 10. 転宅資金 | 11. 修学支度資金 | 12. 結婚資金 |

(3) 各種経済的支援策に関する情報提供の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
ひとり親家庭福祉推進資金の貸付	ひとり親家庭に対し、修学資金等の福祉推進資金を適正に貸付け、生活の安定と自立を促進します。			
県交通災害等遺児就学支度金	交通事故や病気等により保護者を失った遺児の義務教育修学の安定と福祉の増進を図ります。			
奨学金の貸付	学費の支弁が困難な学生に奨学金を貸与し、修学の機会均等を図ります。			
経済的支援策に関する情報提供	児童扶養手当など経済的支援策のパンフレットの配布や就業支援に関する情報などについてきめ細やかな情報提供を行います。			

【参考】奨学金の種類

<p>1 越前市奨学金</p> <p>2 福井県奨学育英資金</p> <p>3 福井県高等学校定時制課程、通信制課程奨励金</p> <p>4 武生郷友会奨学資金</p> <p>5 日本学生機構奨学金</p>
